

令和8年度台湾における徳島県誘客促進業務仕様書

1 業務名

令和8年度台湾における徳島県誘客促進業務

2 目的

本業務は、台湾から徳島県へのインバウンド誘客促進を目的とする。個人旅行者に対しては、旅行博への出展や SNS によるデジタル施策等のプロモーションを実施し、団体旅行者には、旅行会社等への働きかけを通じて、本県を対象としたツアー商品の造成および送客の最大化を図る。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務委託内容

(1) 台湾現地エージェント業務

ア 観光情報の提供及びセールス活動

旅行会社、航空会社、メディア、現地企業等に対して、本県の助成金制度、観光情報や観光素材等の提供を行う。

イ 情報収集活動

以下の項目等について現地ヒアリングやデータベース等による情報収集を行い、3ヶ月に1回報告すること。

(ア) 旅行会社の訪日旅行商品の造成状況、送客状況

(イ) 旅行会社の徳島県への訪日旅行商品の造成状況、送客状況

(ウ) 現地での海外旅行に係るトレンド

(エ) 旅行会社、航空会社、メディア等からの徳島県に対する要望

(オ) 旅行会社、航空会社に関する情報

ウ コーディネート活動

(ア) 徳島県及び徳島県が指定する団体が台湾において実施する海外セールス活動に対する支援（訪問先との日程調整、通訳や車両手配等のコーディネートなど）。

なお、海外セールスは年間8回程度とし、1回当たりの海外セールスは、最大で8社を2日で回ることとする。

(イ) 徳島県が実施する台湾旅行会社等の招聘活動に対する支援（招聘先の選定、招聘活動への同行等）

(ウ) 台湾において使用する資料等の翻訳

(エ) 徳島県の依頼する書類、物品等の現地事務所での保管及び保管依頼物の運搬作業を行うこと。なお、保管依頼物は徳島県と協議の上、都度依頼されるものとし、保管依頼物の総容量は3立方メートル以下とする。

(2) 台湾 KOL 招聘業務

徳島県の認知拡大及び誘客促進を目的として、KOL の招聘を実施すること。

ア 被招聘者

拡散力のある媒体(動画、記事等)を使用する台湾在住の KOL を4グループ4名以上選定し、招聘すること。

イ 視察箇所及び行程

視察行程は徳島県内2泊3日以上とし、実施時期及び視察先については徳島県と協議の上決定すること。徳島県の魅力を適切に届けるため、時期を数回に分けて実施することも想定される。

ウ 移動手段

移動は、事業用自動車(貸切バス、ジャンボタクシー)を利用すること。ただし、合理的な理由がある場合は、上記以外の移動手段も可能とする。

エ 宿泊、飲食

(ア) 宿泊施設は1室1名で利用することを基本とする。

(イ) W i - F i 等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。

(ウ) 食事は1日3回分(朝、昼、夕の3食)を提供すること。昼、夕食については、飲物代も含めること。なお、食事の時以外にも毎日飲物を提供すること。

オ 通訳者

通訳者を1名手配すること。通訳は可能な限り徳島をはじめ四国に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

カ その他必要手配

その他、招聘実施に必要な手配を行うこと。

キ アンケート

(ア) 被招聘者に電子アンケートを実施すること。

(イ) アンケートを作成・翻訳・集計・分析・報告しそのデータを提出すること。

(ウ) アンケートは全行程終了時ではなく、1日単位でアンケート協力を依頼すること。

ク 情報提供等

事前に本事業の趣旨、テーマ等について、被招聘者に説明するとともに、視察先の概要、行程等の参加にあたって必要な情報（視察先のパンフレットや資料等を含む）等について、被招聘者に提供すること。

ケ 誘客キャンペーン

KOL を活用した誘客キャンペーンも併せて実施すること。

コ 安全確保・緊急事態等への対応

(ア) 視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。

(イ) 旅行中の事故・治療・救援等の費用、あるいは、第三者に対する損害の費用が発生した場合に備えて、被招聘者に旅行保険等をつけること。

(3) 企業向け広報活動

徳島県内で1泊以上の宿泊を伴う旅行商品造成を目的として、台湾現地にて徳島県の広報活動（セミナー等）を開催すること。

ア 招聘者

旅行会社、航空会社、現地企業等を対象とし、受託者が招聘すること。

イ 広報内容

商品造成に有益な観光情報、記事掲載に有効な情報を提供すること。尚、プレゼンテーションの内容および資料については、事前に徳島県側と協議すること。

ウ 実施回数

台北市・台中市・高雄市のいずれかで2回程度

エ 会場手配

1回あたり25名程度の収容を想定した会場を手配すること。

オ 人員手配

司会、受付、会場運営等に必要なる人数を手配すること。

カ その他必要手配

その他、開催に必要となる手配、準備を行うこと。

キ アンケート

(ア) 出席者に電子アンケートを実施すること。

(イ) アンケートを作成・翻訳・集計・分析・報告しそのデータを提出すること。

(ウ) 今後の旅行商品造成、誘客促進、認知度向上に繋がるよう、参加者の特性に即した内容とすること。また回収率を上げるため、アンケート回答者にノベルティ配布、抽選会等工夫を凝らすこと。

(4) 旅行博出展業務

台湾の個人旅行者に対し徳島県内の観光情報を直接に届けるため、次の候補の中の2箇所以上に、徳島県観光ブースを出展すること。

ア 開催候補

高雄市旅行公会冬季国際旅展(高雄)令和8年10月2日(金)～5日(月)

台中国際旅展(台中)令和8年10月30日(金)～11月2日(月)

台湾国際旅行博(台北)令和8年11月5日(木)～11月9日(月)

イ 徳島県ブース出展

(ア) 各旅行博へのシェルブース1小間以上の出展を行うこと。出展に際しては他の日本関係ブースの出展状況も考慮し、ブースサイズ等の詳細とともに出展予定位置について事前に徳島県と協議の上、出展申込みを行うこと。

(イ) 出展ブースの施工、装飾、運営管理、各種手配から撤去までの一連の工程を行うこと。ブースの施工に際しては、徳島県の美しい自然、歴史、文化、グルメ等の写真を用いるなど、誘客対象の興味を引くブースデザインとすること。その他、ブース前での観光映像の放映等、来場者が徳島県ブースの魅力を満喫できる企画を提案すること。

(ウ) 出展ブースのデザイン、レイアウト等の詳細について、徳島県と協議の上決定することとする。なお、出展ブースにおける装飾、造作物について主催者が設ける制限を守り、主催者と業務調整しながら本作業を進めること。

(エ) ブース内において、徳島県の旅行商品をPRし、販売につながる取組を行うこと。

(オ) PRに必要なパンフレットやノベルティを企画準備し、配備すること。

○パンフレット

- ・ 徳島県が提供するデザインを基に、入場料等を時点修正した上で、繁体字で2,000部印刷すること。
- ・ 印刷物は、A4 カラー両面、16 ページ程度、カラー両面刷り、厚み90kg程度とする。
- ・ 開催日ごとに必要数量を準備すること。
- ・ パンフレットの残りは委託者の指定する場所に送付等すること。
- ・ パンフレットに係る著作権は委託者に帰属し、印刷編集可能なデータを納品すること。

○ノベルティ

- ・徳島県ブースを訪問する方に徳島県の台湾向け SNS のフォロー等を条件に配布用のノベルティを２種類、計 2,000 個製作すること。
- ・開催日ごとに必要数量を準備すること。
- ・ノベルティの残りは委託者の指定する場所に送付等すること。

○使用物品等の輸送

- ・ブース配架用物品の徳島・台湾間の輸送手配を行う。なお、輸送物の重量は各旅行博 100kg 程度を基本とし、出展ブースまで確実に到着するよう発注者及び配送事業者と調整の上、輸送に関する諸手続を行うこと。

ウ その他 PR

会場内に設置されるステージにおける観光 PR プレゼンテーションなど、ブース出展以外にも徳島県の PR 活動を実施すること。

エ ディレクターの手配

主催者等との調整及びブース撤去等本事業を円滑に進めること。なお、ブース施工日から最終日まで同一のディレクターであることが望ましい。

オ 通訳スタッフの手配

旅行博期間中、来場者からの問合せ等に対応するため、現地一般消費者の間で最も広く普及している言語に対応できる通訳者を手配すること。

カ アンケートの作成、翻訳、集計及び分析

- (ア) ブース来場者を対象としたアンケート調査、分析を行うこと。
- (イ) アンケート内容については日本語で事前に発注者に提案し、発注者との協議の上で決定した内容を繁体字に翻訳すること。また、回収したアンケートは集計し、効果分析を行うこと。なお、集計及び分析は日本語に翻訳すること。

キ 関係機関への支払い

ブース出展料、ブース装飾、PR パンフレット手配、通訳スタッフの手配などの一切の費用について、関係機関等から請求書が発行された場合、受託者は期限内に支払いを行うこと。

(5) SNS を活用したプロモーション

ア Facebook での情報発信

(ア) Facebook ページの情報更新

Facebook ページは、以下のページを活用すること。

「徳島旅人案内所」 <https://www.facebook.com/tokushima.tw>

- a 現地言語による情報発信を行い、ネイティブチェックを徹底すること。なお、発信する情報の内容については、徳島県と協議の上、決定することとする。
 - b Facebook ページにおけるバナー及びプロフィール写真の作成。
 - c 更新頻度は、月平均6回以上とする。
 - d 発信内容は徳島県に関する情報とする。
 - e 徳島県が随時行う情報発信依頼については、日本語原稿を現地語に翻訳の上情報発信を行うこと。この場合においては、当該発信を1回の発信と数えて差し支えない。
 - f 情報発信の際には効果的にハッシュタグを活用し、徳島県及び徳島県の観光資源の認知度向上を図ること。
- (イ) Facebook を活用し、4 (2) ケの誘客キャンペーンと連動したPR イベント等について、あらかじめ徳島県と内容を協議の上、実施すること。また、実施する際には事前にFacebook 上で告知すること。
- (ウ) コメントへの迅速で的確な返信対応
- (エ) フォロワー増加目標数の設定と施策実施
フォロワー増加目標数を設定し、そのための施策を企画し実施すること。
- イ Instagram での情報発信
- (ア) Instagram ページの情報更新
Instagram ページは、以下のページを活用すること。
<https://www.instagram.com/tokushima.tw/>
- a 現地言語による情報発信を行い、ネイティブチェックを徹底すること。なお、発信する情報の内容については、徳島県と協議の上、決定することとする。
 - b Instagram ページにおけるプロフィール写真等の作成。
 - c 更新頻度は、月平均6回以上とする。
 - d 発信内容は徳島県に関する情報とする。
 - e 徳島県が随時行う情報発信依頼については、日本語原稿を現地語に翻訳の上情報発信を行うこと。この場合においては、当該発信を1回の発信と数えて差し支えない。
 - f 情報発信の際には効果的にハッシュタグを活用し、徳島県及び徳島県の観光資源の認知度向上を図ること。

- (イ) Instagram を活用し、4 (2) ケの誘客キャンペーンと連動した P R イベント等について、あらかじめ徳島県と内容を協議の上、実施すること。また、実施する際には事前に Instagram 上で告知すること。
- (ウ) コメントへの迅速で的確な返信対応
- (エ) フォロワー増加目標数の設定と施策実施
フォロワー増加目標数を設定し、そのための施策を企画し実施すること。

ウ その他本業務に付随する業務等

- (ア) 業務遂行上必要な進行管理、連絡調整業務のほか、Facebook 及び Instagram の運営において、その他必要となる業務を行うこと。
- (イ) 徳島県に関する情報、投稿に必要な画像素材等の収集は受託者が行うこと。
- (ウ) 記事等の投稿に当たり使用する写真、動画、イラスト等の素材については、受託者の責任において著作権を有する原作者や作曲者等の仕様承諾を行い、徳島県が後に使用する場合においても問題が生じないようにすること。写真及び動画の使用に際しては肖像権を侵害しないよう努め、疑義が生じた場合には受託者の責任において解決すること。
- (エ) 徳島県の旅行商品の P R を行い、販売につなげられるよう努めること。

(6) 実施効果の分析・検証及び業務の効果・実績 (KPI) の提案

上記 (1) ~ (5) の業務に関して訪日及び訪県旅行者の分析及び検証を実施した上で、業務の効果及び実績 (KPI) について把握方法を含めて明確に提案すること。

5 業務実施報告書の作成

(1) 業務実施報告書

本業務で実施した観光情報の提供及びセールス活動の内容、現地聞き取りやインターネット等により収集した情報などの内容、台湾 KOL 招聘及び発信の実績、旅行博でのアンケート調査の結果、SNS 発信やイベント等の実績などを検証した上で、翌年度以降に徳島県が行うべきプロモーションについて業務実施報告書として次の期限までに提出すること。

特に、業務実施報告書を作成するにあたっては、4 (6) で設定した業務

の効果・実績（KPI）の進捗結果や結果に至った背景をまとめることとし、分析結果に基づく数値や今後設定すべきターゲットなど、考察を含む分析レポートの形式で、今後のプロモーションに活用できる内容とすること。

また、旅行博でのアンケート調査の集計及び記録写真などについて、徳島県の求めに応じて適宜データ形式で納品し、徳島県に対し納品データの使用权を認めること。ただし、インフルエンサーの投稿物の写真等については、この対象の範囲外とする。

ア 提出期限

令和9年3月31日（水）

イ 提出先

郵便番号 770-8570

徳島県徳島市万代町一丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化政策課誘客連携担当

電話 088-621-2290

メール kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

ウ 規格、部数

A4版カラー冊子1部及び電子データ

6 その他

目的を達成するための効果的な施策がある場合は積極的に提案すること。事業の実施に当たっては、徳島県と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者提案からの修正もあり得る。

また、作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、徳島県は、業務実施中に随時報告を求めることができることとする。